

傘差し運転は 禁止です！



傘を差したまま
自転車を運転する
と、視野が妨げられ、
安定を失い、大変
危険です！

傘差し運転は、
道路交通法第71条で
禁止されています！
(罰則:5万円以下の
罰金)

あぶないよ！

うわああ

雨の時は
雨がっぱ
をしよう！

生活安全課
交通安全係
内線489